

離島供給特例承認申請書

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる電気料金等の特別措置)

令和2年2月27日

東北電力株式会社

離島供給特例承認申請書

東北電NWサ企第19号

令和2年2月27日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏 哉
社長執行役員

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

離島供給約款以外の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 10 月 1 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成 26 年 10 月 1 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、平成 23 年 3 月 11 日以降、避難指示等がなされた地域または地点から離島供給約款（令和 2 年 1 月 31 日届出。以下「離島供給約款」という。）が適用される地域に避難されたお客さま(以下「お客さま」という。)から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を免除する。

附 則

(実施期日)

この離島供給約款以外の供給条件については、令和2年4月1日から実施する。

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、平成 23 年 3 月 11 日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難されたお客さまについて、現在、離島供給約款以外の供給条件（令和元年 9 月 30 日付け 20190828 資第 19 号承認。）により供給を実施しておりますが、今回の離島供給約款の変更を行なうにあたりまして、引き続き実施いたしたく、特例承認申請を行なう次第であります。

記

避難指示等の経緯（令和 2 年 2 月 26 日まで）

- 平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の半径 3km 圏内に避難指示，同発電所の半径 3km から 10km 圏内に屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町の一部，同郡大熊町の一部，同郡富岡町の一部

- 平成 23 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内に避難指示，福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内に避難指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町，同郡大熊町，同郡富岡町，同郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部

- 平成 23 年 3 月 15 日、福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内に屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡檜葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 21 日、避難指示の対象区域を、福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内から半径 8km 圏内へ変更

<避難指示が解除され、屋内退避指示に変更された地域>

福島県 双葉郡檜葉町の一部、同郡広野町の一部

○平成 23 年 4 月 21 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内を警戒区域に設定（平成 23 年 4 月 22 日付）

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡檜葉町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日、福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内の屋内退避指示を解除

<屋内退避指示が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡檜葉町の一部、同郡広野町、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡檜葉町の一部、同郡広野町、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部、相馬郡飯舘村、伊達郡川俣町の一部

○平成 23 年 6 月 30 日、警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を、特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 伊達市の一部

- 平成 23 年 7 月 21 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

- 平成 23 年 8 月 3 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部

- 平成 23 年 9 月 30 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除

<緊急時避難準備区域の設定が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部

- 平成 23 年 11 月 25 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部

- 平成 24 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

- 平成 24 年 4 月 16 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

- 平成 24 年 7 月 17 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 相馬郡飯舘村

- 平成 24 年 8 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡檜葉町の一部

- 平成 24 年 12 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡大熊町

- 平成 24 年 12 月 14 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除

<特定避難勧奨地点が解除された地域>

福島県 伊達市の一部，双葉郡川内村の一部

- 平成 25 年 3 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡葛尾村

○平成 25 年 3 月 25 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡富岡町

○平成 25 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡浪江町

○平成 25 年 5 月 28 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡双葉町

○平成 25 年 8 月 8 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 伊達郡川俣町の一部

○平成 26 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の避難指示区域を解除

<避難指示区域が解除された地域>

福島県 田村市

○平成 26 年 10 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し，居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡川内村

○平成 27 年 9 月 5 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡檜葉町

○平成 28 年 6 月 12 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡葛尾村の一部

○平成 28 年 6 月 14 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡川内村

○平成 28 年 7 月 12 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 29 年 3 月 31 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 相馬郡飯舘村の一部，伊達郡川俣町，双葉郡浪江町の一部

○平成 29 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡富岡町の一部

○平成 31 年 4 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡大熊町の一部

以 上